令和6年第11回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年6月4日(火)

場所教育委員会室

出席者 教育委員会教育長堀 和夫

同 委員仲山英之

同 委員中田尚代

同 委員岡田行雄

同 委員森山瑞江

議題

1 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書 〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

2 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 練馬こどもカフェの新規店舗について
 - ② 子どもショートステイ・要支援ショートステイの充実について
 - ③ その他

i その他

開 会午前10時00分閉 会午前10時54分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長 三浦康彰 教育振興部教育総務課長 枝村 聡 同 教育施策課長 竹 岡 博 幸 同 学務課長 杉山賢司 学校施設課長 柴 宮 深 同 保健給食課長 唐澤貞信 同

同	教育指導課長	山	本	浩	司
同	副参事	佐	藤	勝	也
同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美	紀
同	光が丘図書館長	小	原	敦	子
こども家庭部長		関		和	幸
こども家庭部子育て支援課長		脇		太	郎
同	こども施策企画課長	河	野	_	真
同	保育課長	岡	村	大	輔
同	保育計画調整課長	山		裕	介
同	青少年課長	小	島	芳	_
同	子ども家庭支援センター所長	橋	本	健	太
同	在宅育児支援担当課長	長	畄		毅

教育長

ただいまから、令和6年第11回教育委員会定例会を開催する。

本日は傍聴の方がお二人お見えになっておられる。

それでは、案件表に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、陳情2件、協議1件、報告事項2件である。

(1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書 〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。

継続審議中の陳情のうち、(1)については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続といたしたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

陳情(2)の令和5年陳情第3号「区立三原台中学校の学校長による女子生徒への 猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書」について、本日新たに資料が提出され ている。

それでは、資料の説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

ただいま説明させていただいたが、本件についてご意見、ご質問等があったらお願いする。

どうぞ、仲山委員。

仲山委員

別紙1の下から3つ目の囲みの再免許の特例というところで、以前よりはかなり厳

しくなったとはいうものの、一回性犯罪、性暴力を行った教員であっても再免許が授 与される可能性はまだ残されているという、そういう理解でよろしいか。

教育指導課長

この文面上ではそういう理解もできるが、これをどういった条件をもって再免許を 授与するのが適当であるかという、その基準がここの中では定められていない。実質、 再取得を行うというのはかなり難しいと考えられるが、これは今後の状況を注視して いきたいと思っている。

以上である。

仲山委員

それから、続けて、関連でよろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

仮に、再免許が授与されたというときに、実際、採用になるかならないかという判断は別にあるのか。

教育指導課長

これは令和4年4月1日の法として施行されたものだが、今現在、日本版DBSの 法案のほうも本国会で可決されるのではないかという流れがある。そうすると、前歴 があった者については、学校で働くことができないということになるので、DBS法 案のほうが恐らく強いものになるかと思う。したがって、実質、教鞭を執ることが難 しいような状況になるのではないかと考えている。

以上である。

仲山委員

流れとしては、一度性暴力の犯罪を犯してしまうと、基本的に教育現場への復帰はできないということでよろしいか。

教育指導課長

私どもはそのように考えられると思っている。 以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。 岡田委員。

岡田委員

今ご説明があった中で、別紙3のことだが、事件が9月に起こって、その後、学校や子供たちは非常に大きなショックを受けたというふうに私は思っている。お伺いしたいことは、その事件が起こってから現在までの子供たちの様子、保護者の方の様子、それから地域の方の様子などを、分かる範囲でご説明いただきたい。

教育指導課長

9月10日に逮捕され、翌日9月11日には子供たちに対して全校集会を開いて副校長から事件の様子の説明をし、謝罪をした。当然、子供たちは大変深く傷つき、大きなショックを受けたところだったので、すぐにアンケート調査または心理士等を交えながら面談を実施してきた。また、登下校時には、マスコミ等もいたので、見守りをするとともに、とにかく子供たちの心理的なケアを中長期的に丁寧に進めてきた。

また、保護者会を翌々日だが9月12日に行った。今回の起きたことについて教育委員会からお詫び申し上げるとともに、保護者の方と一体となって子供たちの見守りをしていくということをお願いしつつ、これからの取組について丁寧にご説明をさせていただいた。

その後、当該校では10月に新しい校長が赴任して、修学旅行それから合唱コンクール、3月には卒業式という形で、学校行事等は、子供たちが子供たちらしく、自分たちの力を出しながら進められていったところである。

ただ、こういった事件が起きたため、継続して子供たちの様子を観察したり、面談 等で教員から子供たちの心情をはかるような取組は継続してやっている。

新年度になり、1年生も入ってきた。先日6月1日には運動会も行われて、中学生らしい活動が実施されている。現在は特に混乱もなく、学校生活を楽しんでいる子供たちの姿が見られるような状況になっている。

以上である。

岡田委員

よろしいか。

教育長

どうぞ。

岡田委員

当該校のことは分かったが、当該の校長が区内で幾つかの学校を異動しているという情報がホームページ上にあった。そういった学校の地域の方、それから元の保護者の方のご心配というのは、区のほうには入ってきたのか。

教育指導課長

今回こういった事件があって非常に許し難いことであるということ、それから、再発防止についてしっかりと努めてもらいたいといったご意見は多くいただいている。 私どものほうでは、性暴力等に関する相談窓口を全ての学校のホームページに設け、ご案内をしたり、11月に性暴力等の防止の啓発のポスターなどを校内に掲出したり、また、新たに12月から区独自の性暴力等の防止に関する相談窓口を設置するなど、性暴力の再発防止に向けた取組をするとともに、そのことを保護者や地区の方々にも積極的に伝えてきた。よって、私どもの取組も一定のご理解をいただいていると思っているが、決して緩めることなく、年度が変わっても継続して行っていきたいと考えている。

以上である。

岡田委員

ありがとう。

教育長

ほかにないか。 中田委員。

中田委員

9月に起きた事件が、なぜこれまで審査する機会がなかったのか、説明をお願いする。

教育指導課長

この間、様々な法改正、また、当該校長の裁判等公判が進んでいる中で、その状況 などを見極めていく必要があった。よって、一定の期間を置いてこの時期での陳情審 査をさせていただいた。

以上である。

中田委員

分かった。

教育長

ほかにないか。 どうぞ。

仲山委員

今回、この陳情の要旨は、「教員が犯罪を侵した場合、教員免許の取り消し、教育現場への復帰ができないようにしてください」ということだが、先ほどお伺いして、性犯罪を行った場合に関しては、この要旨のことは既に実現していると思う。しかし、

この要旨は性犯罪とは言っていなくて、犯罪を行った場合というので、より広い範囲に対して要望があることになっている。それでお伺いしたいことは、犯罪というのは、大きな犯罪から小さな犯罪まであると思うが、教員が非常に軽微な犯罪を行った場合も、教員免許を取り消し、教育現場へ復帰ができなくなるようにすることは、果たして妥当なのかどうかということに関してお伺いしたい。

教育指導課長

免許状が失効されるケースというのは決して性暴力だけに留まらない。教育職員免許法で規定されている、免許状が失効されるケースというのは、主に2つあって、一つは禁固以上の刑に処せられた者、もう一つは、公立学校の教員にあって懲戒免職の処分を受けたときという規定がある。よって、先ほど東京都教育委員会の処分量定を別紙2にご紹介させていただいたが、性暴力に限らず、例えば、飲酒運転、または個人情報の不当な利用、それから殺人、放火、強盗といったものも含めて、免職になる内容はたくさんある。

こういった、懲戒免職処分を受けた者については、先ほどと同じように、再免許の発行をするのは、一定の審査を経て妥当であるという条件の下で再発行されるということになる。それぞれの教育委員会がどのように判断するかというのは、私どもでは計りかねるが、性暴力防止に限らず、広くそういったものが適応されているのが現状としてある。

以上である。

仲山委員

よろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

そうすると、一律、犯罪を行った場合、教員免許を取り消したり、教育現場へ復帰ができなくなるようにすることは、短絡的過ぎるかと思うのだが、その点に関しては どうか。

教育指導課長

一定の基準というのが定められていて、それも、先ほどの繰り返しになるが、免許 状が失効されるケースというのは、禁固以上の刑それから懲戒免職ということになる。 よって、それ相応の非違行為を行った者であるというふうに考えられるので、一定の 妥当性があるとは考えている。

教育振興部長

陳情書を拝見すると、「区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書」という、まずこういう題名がついている。それから、要旨のところは、仲山委員がおっしゃったように、教員が犯罪を行った場合というふうに広く捉えることはできるのだが、陳情理由を拝見すると、児童生徒たちは先生、教員の大人に逆らうことができないと書いてあったり、教室等の狭い空間での事件やSNS等での他者の目から見えない、見えづらい場所での事件が多いことを理由として挙げている。要旨としては教員が犯罪を行った場合というようにはなっているが、陳情の趣旨としては、やはり性犯罪にある程度特化したものを陳情してきているというふうに私どもは捉えており、広い犯罪全てを現場復帰の道を閉ざすという趣旨ではないと認識している。

以上である。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにないか。 岡田委員。

岡田委員

そうすると、私も陳情書の中身に関しての確認だが、要旨の①、②、特に①で、これを性犯罪というふうに考えるということであれば、①と②に関しては既に対策が行われているという、そういう理解でよろしいか。

教育指導課長

①、②に書かれている内容については、一定の取組がもう既にできているという考え方で良いと思っている。

以上である。

教育長

よろしいか。どうぞ。

岡田委員

この陳情の件に関しては、大体の方向性や、現実になかなか免許の再取得は難しい状況であるということは、今ご説明いただいて分かった。

問題は、もし不幸にしてこういう事件が起こった場合に、どうやって再発防止をしていくかということがすごく大事かと思う。区としては対策委員会を設置して取り組まれてきたということだが、これまでの委員会でどんなお話があったかというのを、今まで5回程度やられたということなので、短時間でご説明していただくのは難しい

かと思うが、再発防止という観点でお話しいただけるとありがたい。

教育指導課長

既に4回ほど会が開かれ、今月、第5回目が開催されるという状況である。会の流れとしては、12月及び2月に開催した第1回から第2回では、練馬区がこれまでに様々取り組んできた性暴力防止に関する取組をご説明させていただいた。別紙3にも書いてあるが、かなり様々な視点から対策を取ってきたということをご説明する中で、それでもなぜなくならないのか、今後確実に防止していくために、どういった点が不足していたのか、どういった点を強化していかなければいけないのか、また、新たな取組も必要なのかというようなことを、第3回、第4回の中でご協議をいただいたところである。

一定の評価をいただきながらも、例えば相談体制の中で本当に子供たちにとって相談しやすいものになっているか、アンケートはしているけれども本当に子供たちが自分の被害を訴えることができるような環境の中で取り組めているのかなど、一つ一つの取組を見ていただいている。今月それから来月以降の委員会の中で、少しずつそれを固め、提言としてまとめていただくというような状況である。

以上である。

岡田委員

今のお話のとおりだと思うが、こういう性被害を受けた子供たちに限らず、子供がいろいろな困り事に対してヘルプを出すというのは、なかなかできにくい状況にあるかと思う。それは、子供のせいではなくて、私たち大人の責任がすごく大きい気もする。ぜひ、子供が相談しやすい環境を整えていただければありがたいかなと思うので、よろしくお願いする。

以上である。

教育長

ほかにないか。

それでは、改めて時系列で、取組について整理をさせていただく。

昨年9月10日の日曜日に校長が逮捕された。翌日の11日に記者会見を行って、これは全国ネットで放映がされている。翌日の12日火曜日に臨時の保護者会を行った。基本的には時間制限を設けることなく、6時半から始まり9時近くまでやったと記憶している。その後、10月16日に後任の校長が赴任した。それまでの間は副校長が校長代理をしていたが、教育指導課または副参事がサポートに当たり、またかつて校長だった方を、副校長サポートとして、会計年度任用職員で配置して、次の校長が来るまで約1か月間支えたところである。

その間に、先ほど指導課長からあった、修学旅行があった。修学旅行では、例えば 学校名が観光バスの行先や宿の黒板に白い文字で書いてあると、生徒が肩身の狭い思 いをするということで、それを全部払拭して行った。非常に肩身の狭い思いをさせた ことについては、申し訳なく思っている。 そういうようなことがあり、学校行事は粛々と始まり、そして、11月22日にこの校長の懲戒免職が都教委から発令をされている。その後、12月の補正予算で、ここに書いてある性暴力特別対策委員会の設置と、それから専門家による相談窓口の開設を行った。既に都教委では、週6日のうち4日だけ、弁護士等がカウンセラーになって、特定の時間だけではあるがカウンセリングに応じていた。私どもは、そのやってない2日間を心理職による相談窓口として同一のスタイルで継続をしているところである。そして、12月から性暴力特別対策委員会を実施して、都合4回、今月で5回目になる。

本陳情の審査がこの時点になったことについては、国でのDBSの取組や、都教委では先ほどの懲戒処分の量定がさらに厳しくなったりしている取組等の推移を見たなどの理由によるものである。

いずれにしても、その被害を受けた方に対しては誠に申し訳ないが、校長という絶対的な立場の者が結局そういうことを起こしてしまった、そういう方が逆に校長になってしまった、そういうことについての衝撃は全国的にも大きいものだったと思っている。こういう事件を起こしたことについて、私もいろんなところでお詫びをして歩いたり、それから、特別区の教育長会での陳謝をしたり、様々なことをやってきた。このようなことはあってはならないし、校長だけでなく、練馬区の教員としては、職員も含めて、やってはならない内容である。

今回の性暴力の対策委員会については、先ほど指導課長から話があったが、まず 我々の取組について様々なご意見を頂戴している。例えば、子供が被害を受けている という認識がないことも問題であるのではないかということで、性教育についての考 え方も見直すべきだとか、アンケート調査ももう少し分かりやすく聞くべきだという ような様々なご指摘をいただいている。夏までには、提言をいただくこととしている が、できるところはすぐにやるというようなことで、提言をいただくまでもなく、や れるものは着手し、全力で取り組んでいるというような状況である。

皆様方からのご意見、ほかにないだろうか。

様々な取組も現在、進んでいる状況でもあるので、このような状況を踏まえて、この件については、この陳情の内容のように対策は展開はされているわけだが、引き続きこれについては継続とさせていただきたいと思うが、それでよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。引き続き、性暴力の根絶に向けて取り組んでまいる。

それでは、陳情については以上である。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議1件については、本日のところ、継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

(1) 練馬こどもカフェの新規店舗について

教育長

次に、教育長報告である。 本日は2件、ご報告をする。 それでは、報告の①の説明をお願いする。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告についてご質問等があればお願いをする。 よろしいか。どうぞ、岡田委員。

岡田委員

私は、こどもカフェのお話を伺うたびに、すばらしい制度だと思っている。新規店舗が増えてきたということで、前もお話しいただいたかと思うが、年に何回ぐらい、各場所でこういうことが行われていて、具体的にどんな話題が出ているかというのを、お話しいただけるとありがたい。

それからもう一つは、これからもこういうカフェが増えていく可能性があるのかということもお分かりだったら教えていただきたい。

こども施策企画課長

まず、この事業の開催の回数だが、各会場ごとに大体月1回から2回実施していて、 平日の日中に1時間程度、行っている。今年度についても、全体としては年間で百二 十数回ぐらい実施していきたいと考えている。 この中で行っている講座の内容だが、例えば、親子で楽しんでいただけるようなふれあい遊び、絵本の読み聞かせ、また、保護者の方に対しては、離乳食の進め方、あるいは、家庭内での事故防止、救急対応講座、こういった様々な講座を実施している。 実施後にアンケートなどを取っているが、直接保育士さんに相談ができてとても参考になった、一緒に参加するお母さん方がいらっしゃるので悩みを相談したりして安心できた、などの声が寄せられている。

今後の展開だが、7年度、8年度にそれぞれ1か所ずつ増やしていきたいという計画でやっている。区内全体としては、空白のエリアも見えてくるので、そういったところの地域バランスを考慮しながら、今後、店舗開拓へ取り組んでいきたいと考えている。

以上である。

岡田委員

ありがとう。

教育長

ほかにないか。仲山委員。

仲山委員

これだけ多くやっていただくということになると、例えば、中学生がここに関わって子供たちと何か活動をする、中高生がこれに関わるというような例は何かあるのだろうか。

こども施策企画課長

この事業の中で中学生等が関わるということは、今のところない。事業としては、 在宅子育てをしているご家庭のお子さんが大体ゼロ歳から2歳ぐらいのところがメ インの対象になっていて、事業のスキームとしては、近隣の保育園や幼稚園に協力を お願いしながら、先生たちの専門的な講座を開催するということで、今のところは実 施しているものである。

以上である。

仲山委員

ありがとう。

教育長

ほかにないか。

それでは、ないようなら本件については以上とする。

② 子どもショートステイ・要支援ショートステイの充実について

教育長

それでは、報告の②をお願いする。

子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告についてご質問等があればお願いする。 森山委員。

森山委員

このショートステイ等を申し込む場合だが、これは誰でも可能ということか。

在宅育児支援担当課長

ショートステイの利用要件についてである。ショートステイは、一般的には、保護者が出産、病気、看護、出張、冠婚葬祭などで家庭での養育が困難なときに、施設で預かる一時保育事業としてある。要件があるため、それに伴う諸資料をご提出いただいているところである。

以上である。

教育長

よろしいか。どうぞ。

森山委員

それでは、これは予約制なのか。予約して、そのときに連れていくということだろうか。

在宅育児支援担当課長

さようである。こちらについては、利用3日前までにご予約をいただいて、なおかつ、事前登録の面談をし、それから利用日を予約していただくというものになっている。

森山委員

ありがとう。

教育長

ほかによろしいか。 中田委員。

中田委員

ショートステイは何日までなど、決まりがあるのだろうか。

在宅育児支援担当課長

ショートステイの利用期間については、各施設とも一月当たり6泊までの利用が可能ということになっている。また、保護者が入院等があってどうしてもやむを得ない場合には、6泊7日に加え7日間の延長ができる。

以上である。

教育長

よろしいか。 仲山委員。

仲山委員

関連なのだが、そうすると、最長でも月7泊までということだが、その段階でまだ 状況が改善されてなかったときは、無理やり帰すということなのだろうか。

在宅育児支援担当課長

宿泊数については、6泊7日プラス7日まで延長ができるということで、最大で13泊14日という形になっている。そして、そのときに問題が解決していなかった場合については、児童相談所の一時保護制度を活用しながら対応できるようにしている。

仲山委員

実際、今までそういう例はあるのだろうか。

在宅育児支援担当課長

現在のところは、これまでそういった事例はない。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

では、私からも。1日2人までだが、3人目以上が来たとき、どうやって調整する のかということ、また利用料は幾らかという、2つお願いする。

在宅育児支援担当課長

今回、錦華学院については、個室で2名までということになっているので、予約の 時点で3名となった場合には、他の施設をご案内するという形で対応させていただく。 また、費用については、裏面にある、陽だまり荘、東京都石神井学園、錦華学院に ついては、1泊2日食費込みで6,000円となっている。以後、1泊追加するごとに3,000円が加算される。聖オディリアホーム乳児院については、24時間まで2,500円、9時間までの日帰り利用については1,500円という形を取っている。以上である。

教育長

ありがとう。 ほかにあるか。 中田委員。

中田委員

この費用は特に補助とかはないのだろうか。

在宅育児支援担当課長

一般の方については、今ご案内した利用料となっているが、非課税世帯の場合には 半額の費用設定となっていて、生活保護受給者世帯についての費用は無料となってい る。

以上である。

教育長

岡田委員。

岡田委員

2の(2)のア、イ、ウの中にあるのだが、不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれがある場合、保護者の方が直接 ショートステイの施設にお願いというようにはなかなか言ってこないと思う。かといって、虐待を受けたお子さんがここに連絡するということもないかと思うのだが、現実にはどのようにしてこの施設にアクセスして入ってくるということになるのだろうか。

子ども家庭支援センター所長

要支援ショートステイ制度の部分なので、私からお答えさせていただく。要支援ショートステイについては、子ども家庭支援センターの職員が登録面談や利用の手続等についても保護者の方に同行するなど、利用に当たって支障となる部分についてサポートしながらご利用いただく形となる。また、大きな年齢のお子さんについては、お子さん自身からその家庭で生活が難しいというようなお話を受けた場合について、児童相談所も含めてどのような支援が必要かというところでご相談している。具体的に申し上げると、お子さんが帰りたくないという場合については、児童相談所の一時保護等につなげる支援をする場合もあり、一時的に保護者の方の負担軽減が必要というところであれば、先ほど申した私どもの支援プログラムを施設と共有しながら、お子さんをお預かりし、保護者の方へも併せて支援して、地域の生活が継続できるように

サポートしているところである。 以上である。

教育長

よろしいか。

岡田委員

はい。

教育長

ほかにないか。 それでは、ないようなら、報告の③を終了する。

③ その他

教育長

当方でご用意した案件は以上である。事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。 現在のところ、ほかにはない。 以上である。

教育長

委員の皆様方から何かあるか。よろしいか。 それでは、ないようであれば第11回教育委員会定例会を終了する。